

退職金共済事業契約書

_____（以下「契約者」という。）と公益社団法人沖縄県農林水産団体共済会（以下「共済会」という。）は、共済会の行う退職金共済事業（共済制度）及び施設退職金共済事業（施設制度）について下記のとおり契約する。

（規程の承認）

第1条 契約者は、共済会の定める共済制度規程及び施設制度規程を承認するものとする。

（掛金の負担）

第2条 契約者は、共済制度規程第12条及び施設制度規程第11条の規定にもとづき掛金を全額負担するものとする。

（被共済者数及び契約口数）

第3条 契約者の当初の契約役職員（以下「被共済者」という。）の契約口数は、共済制度規程第7条第1項及び第2項並びに施設制度規程第6条の規定にもとづき算定したものとする。

2 前項の契約当初の被共済者数及び口数は、被共済者名簿により申し込むものとし本契約と同時に共済会へ提出するものとする。

3 前項に規定するものに変動が生じた場合は、所定の様式により共済会あて提出し変更するものとする。

（掛金の納付）

第4条 契約者は、前条にもとづく掛金を当該月の10日までに沖縄県農業協同組合又は沖縄県信用漁業協同組合連合会の共済会口座へ納入するものとする。

（掛金の延滞）

第5条 契約者は掛金を延滞したときは、共済制度規程第15条第2項及び施設制度規程第14条第2項の規定にもとづき共済会に延滞金を支払うものとする。

（退職給付金等の支給）

第6条 共済会は、共済制度規程第16条の規定による退職給付金を被共済者又はその遺族へ支給し、施設制度規程第15条の規定による退職資金を契約者に支給するものとする。

（支給の制限）

第7条 共済会は、共済制度規程第17条の規定に該当する場合は、退職給付金を減額して支給するものとする。

2 共済会は、施設制度規程第22条又は第23条の規定により支給の制限をすることができるものとする。

（収支の明確化）

第8条 共済会は、毎事業年度末の被共済者ごとの給付金相当額を計算し、契約者にその結果を通知するものとする。

（契約の解除）

第9条 共済会又は契約者は、共済会の定款第10条又は第11条の規定に該当する場合は、契約を解除するものとする。

(権利の消滅)

第 10 条 被共済者及び契約者の退職給付金の支給を受ける権利は、その事由が発生したときから 2 年間請求をおこなわないときは、時効によって消滅する。

(契約の効力)

第 11 条 この契約の期間は、締結の日から 1 年とし、期間満了 30 日前までに当事者のいずれかが、なんらかの申し出がない場合は、更に 1 年延長されたものとみなし、以後も同様とする。
この契約を証するため本書 2 通作成し、当事者はそれぞれ記名捺印の上、各 1 通保有する。

平成 年 月 日

所在地

団体名

団体長名

印

沖縄県那覇市楚辺 2 丁目 3 3 番 1 8 号
公益社団法人 沖縄県農林水産団体共済会

印